

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

株式会社スリーエフ

上記書類につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.three-f.co.jp/ir/library/index.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の数……………2社
 - 連結子会社の名称……………スリーエフ・オンライン(株)
 (株)エル・ティーエフ
- 持分法の適用に関する事項……………持分法適用会社は存在いたしません。
- 連結子会社の事業年度等に関する事項
 - 連結子会社の事業年度の末日……………連結決算日と一致しております。
- 会計方針に関する事項
 - 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
その他有価証券
・時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
 - ②たな卸資産
商 品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、ファストフードは最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - 貯 蔵 品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法
有 形 固 定 資 産……………定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 10～39年 |
| 工具、器具及び備品 | 5年 |
| 機械及び装置 | 17年 |
 - (3)重要な引当金の計上方法
 - ①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - 消費税等の会計処理方法 …………… 税抜方式

連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

| | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 276百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 18百万円 |
| 機械及び装置 | 0百万円 |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|-------------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式 (株) | 7,707,095 | - | - | 7,707,095 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|-------------|-----------|----|----|----------|
| 普通株式 (株) | 132,350 | 50 | - | 132,400 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 50株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、余剰資金については安定性の高い短期の金融資産（預金）で運用し、また、資金調達については、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財務状況等を監視し、そのリスク状況を勘案して、保有状況を継続的に見直すことで、リスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金は物件所有者の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、物件所有者ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金は、1年以内の支払期日であります。

長期預り保証金は転貸借契約による保証金であり、契約期間終了後に返還するものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2）参照）。

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------------|-------------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 3,612 | 3,612 | - |
| (2) 未収入金 | 133 | 133 | - |
| (3) 投資有価証券（その他有価証券） | 40 | 40 | - |
| (4) 敷金及び保証金 | 166 | 164 | △2 |
| 資産計 | 3,953 | 3,951 | △2 |
| (1) 買掛金 | 74 | 74 | - |
| (2) 未払金 | 294 | 294 | - |
| (3) 預り金 | 7 | 7 | - |
| 負債計 | 377 | 377 | - |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2)未収入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 敷金及び保証金
敷金及び保証金の時価の算定は、将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2)未払金、並びに(3)預り金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------------|---------------------|
| 敷金及び保証金（※1） | 187 |
| 長期預り保証金（※2） | 50 |

- （※1）敷金及び保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産（4）敷金及び保証金」には含めておりません。
- （※2）長期預り保証金は、返還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

賃貸等不動産に関する注記

当社における賃貸等不動産については重要性が乏しいと認められるため、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額…………… 515円06銭
- 1株当たり当期純損失…………… △22円10銭

減損損失に関する注記

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び賃貸物件を基本単位として、資産のグルーピングを行っております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、市場価格の著しい下落が認められる物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

| 用途 | 種類 | 場所 | 減損損失 (百万円) |
|----|----|--------|---------------|
| 店舗 | 土地 | 東京都町田市 | 116 |

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.32%で割引いて算定しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商 品……………売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

ただし、ファストフードは最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

②貯 蔵 品……………最終仕入原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～39年

構築物 15年

工具、器具及び備品 5年

機械及び装置 17年

4. 重要な引当金の計上方法

①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法 …………… 税抜方式

貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

| | |
|-----------|--------|
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 270百万円 |
| 構築物 | 5百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 18百万円 |
| 機械及び装置 | 0百万円 |

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 …………… 40百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業収入 …………… 722百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株数 |
|---------|-----------|----|----|----------|
| 普通株式(株) | 132,350 | 50 | - | 132,400 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 50株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動）

| | |
|--------|--------|
| 賞与引当金 | 8百万円 |
| 退店工事費用 | 2百万円 |
| 賃貸借解約金 | 3百万円 |
| その他の | 1百万円 |
| 小計 | 15百万円 |
| 評価性引当額 | △15百万円 |
| 計 | -百万円 |

繰延税金資産（固定）

| | |
|-----------|---------|
| 貸倒引当金 | 1百万円 |
| 減損損失 | 94百万円 |
| 資産除去債務 | 3百万円 |
| 子会社株式評価損 | 325百万円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 456百万円 |
| その他の | 10百万円 |
| 小計 | 890百万円 |
| 評価性引当額 | △890百万円 |
| 計 | -百万円 |
| 繰延税金資産合計 | -百万円 |

繰延税金負債（固定）

| | |
|--------------|-------|
| その他有価証券評価差額金 | △3百万円 |
| 小計 | △3百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △3百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | △3百万円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳

| | |
|-------------------|--------|
| 法定実効税率 | 33.8% |
| 住民税均等割等 | △1.2% |
| 評価性引当金額の増減 | △32.0% |
| 税率変更による影響 | △0.3% |
| その他の | △1.6% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △1.2% |

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---------------|-----------|--------------|---------------------|----------------------------|-------------------|---|--------------------|---------------|------|---------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 (名) | 事業上 の関係 | | | | |
| 子会社 | ㈱エル・ ティーエフ | 横浜市 中区 | 50 | コンビニ エンスト ア事業 | 51% | 兼任 1 | 経費立 替 従業員 の 出 向 業 務 受 託 設 備 の 貸 与 | 経費立替 ※1 | - | 未収入金 | 40 |
| | | | | | | | | 出向料の 受取※2 | 613 | | |
| | | | | | | | | 業務受託 ※3 | 92 | | |
| | | | | | | | | 設備使用 料の受取 ※4 | 10 | | |

(注) 1. 取引条件及び取引条件等の決定方法等は、以下のとおりであります。

(㈱エル・ティーエフ)

- ※1 ㈱エル・ティーエフの経費について立替を行っております。
- ※2 出向料の受取については、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。
- ※3 業務受託料については、当社の運営費用及び業務内容を勘案して決定しております。
- ※4 設備使用料については、減価償却費及び公租公課の発生見込み額を基準に決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 役員及び個人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---|-------------|-----------|--------------|-------------------|----------------------------|-------------------|------------|--------------------|---------------|-----------|---------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 (名) | 事業上 の関係 | | | | |
| 役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等 | 富士シテ ィオ㈱ | 横浜市 中区 | 100 | 食食品 スーパ ー事業 | なし | 兼任 4 | 不動産 賃貸 | 不動産 受取賃料 ※1 | 12 | 預り保証 金 | 1 |
| | | | | | | | | 賃貸借契 約の解約 ※2 | 42 | | |

(注) 取引条件及び取引条件等の決定方法等は、以下のとおりであります。

(富士シティオ㈱)

- ※1 当社が第三者から賃借している条件に公租公課を加算した賃料で店舗物件に転貸しているものであります。
- ※2 第三者へ賃貸借契約を譲渡した場合の対価を基準として決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 506円21銭
2. 1株当たり当期純損失 △26円97銭

減損損失に関する注記

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び賃貸物件を基本単位として、資産のグルーピングを行っております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、市場価格の著しい下落が認められる物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

| 用途 | 種類 | 場所 | 減損損失 (百万円) |
|----|----|--------|---------------|
| 店舗 | 土地 | 東京都町田市 | 116 |

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.32%で割り引いて算定しております。